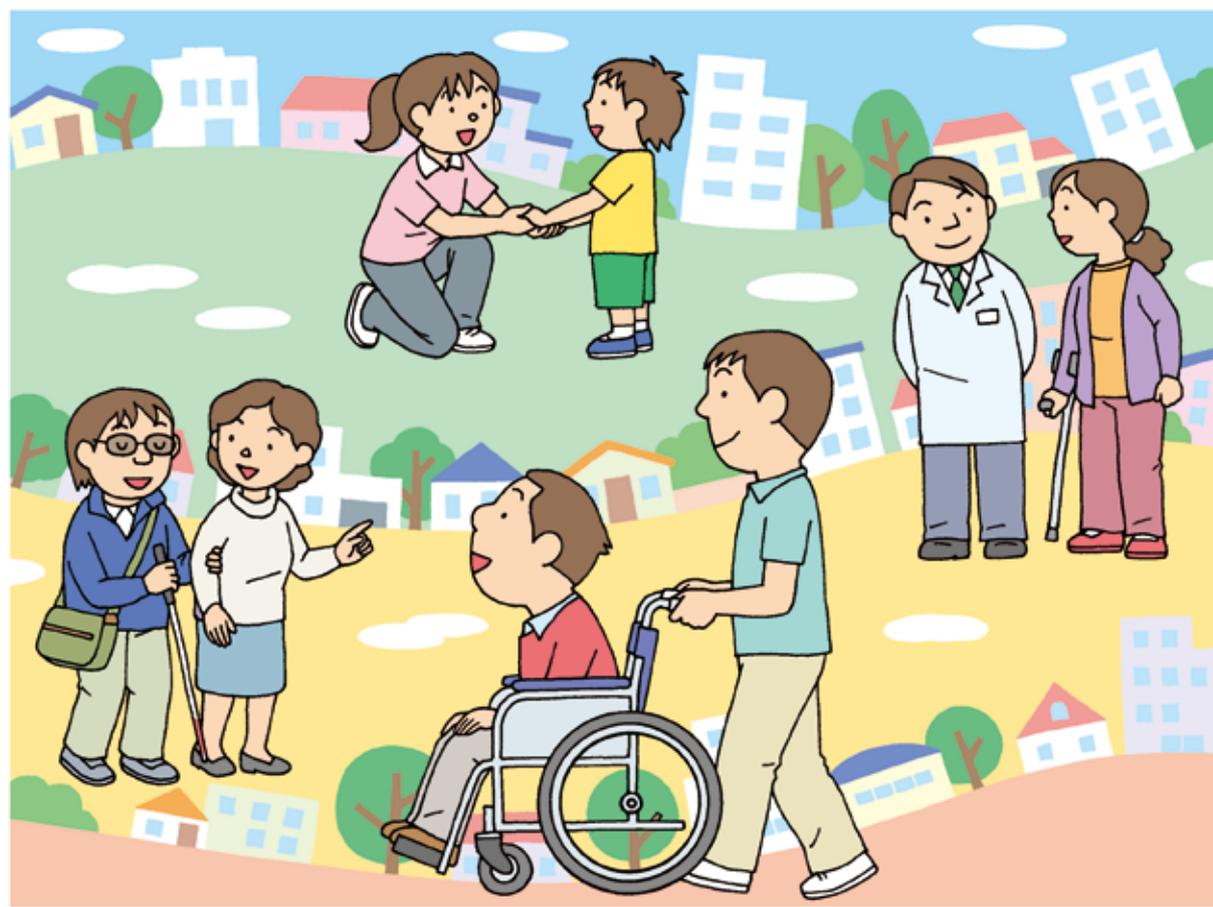


しょうがいしゃそうごうしえんぽう  
障害者総合支援法による

しょうがいふくしサービス  
利用のてびき



市区町村では、障がいのある人たちができるだけ自立し、住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現していくために、さまざまな障がい福祉サービスを提供しています。サービスの利用のしかたやサービスの種類など、お気軽に担当の窓口までお問い合わせください。

## 障害者総合支援法とは？

障がいのある人たちのための障がい福祉サービスは、「障害者総合支援法」にもとづいて提供されます。障害者総合支援法とは、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実や、障がいのある人の日常生活や社会生活を総合的に支援していくためにつくられた法律です。

### 障害者総合支援法の対象者

- 身体障がい者 ※1
- 知的障がい者
- 精神障がい者 ※2
- 障がい児



※1 肝臓機能障がい、難病等により一定の障がいがある人についても対象になります。  
 ※2 発達障がいも対象になります。

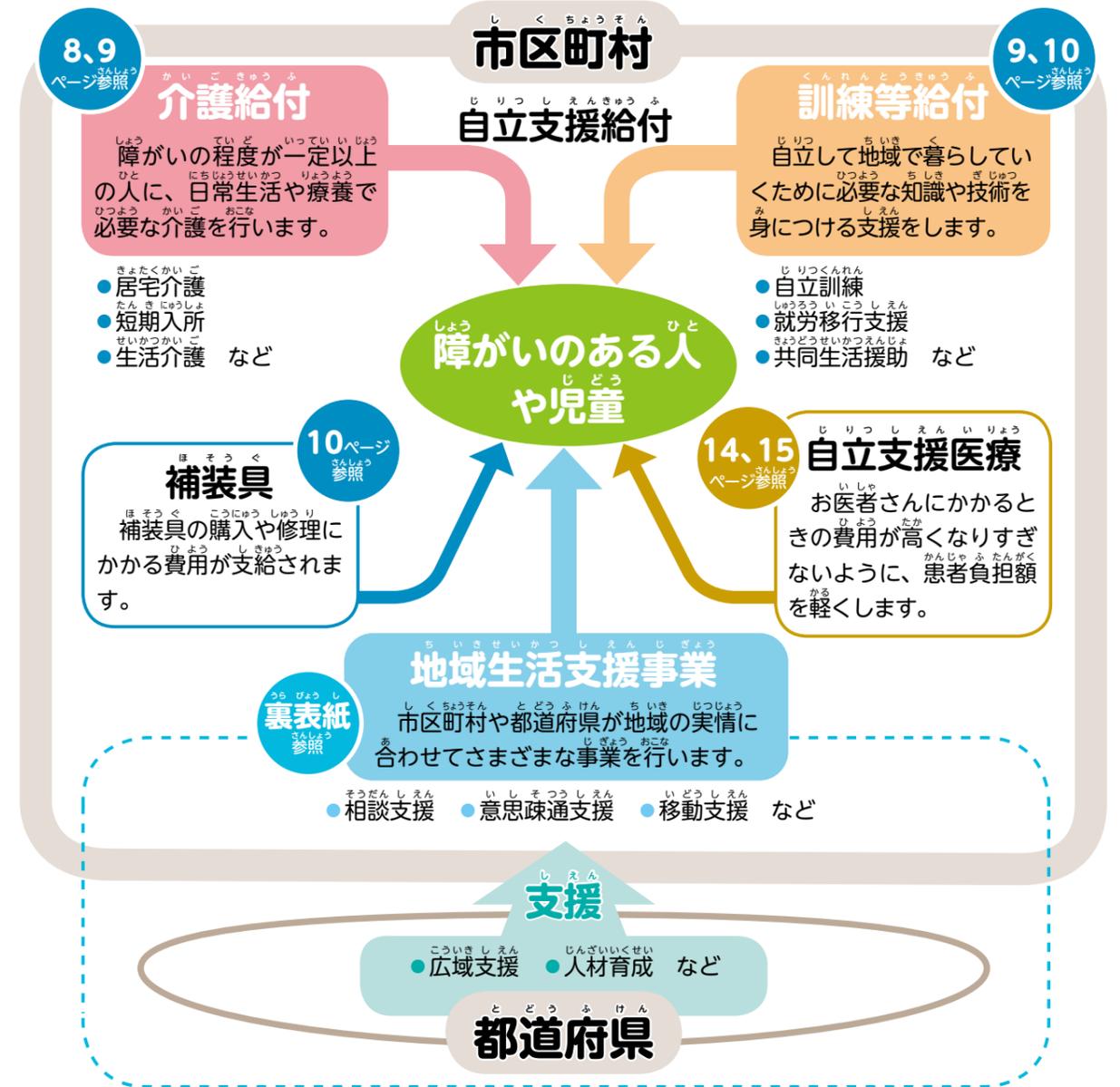
## もくじ

- 障がい福祉サービスのしくみ ..... 3
- まずは、ご相談ください！ ..... 4
- サービスを利用するまでの流れ ..... 5
- 利用できるサービスの種類（自立支援給付） ..... 8
- 利用できるサービスの種類（児童福祉法） ..... 11
- サービスの利用者負担 ..... 12
- お医者さんにかかるとき（自立支援医療） ..... 14
- 地域生活支援事業 ..... 裏表紙

# 障がい福祉サービスのしくみ

障がい福祉サービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。また、障がいのある児童に対しては「児童福祉法」にもとづいて行われるサービスもあります。

※この他にも飛騨市独自で行っているサービスもあります。



**児童福祉法によるサービス**

障がいのある児童を対象に「児童福祉法」にもとづいて、日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します。

- 障害児通所支援
- 障害児入所支援 など

# まずは、ご相談ください！

市区町村では、障がいのある人に対して、さまざまな専門の職員などとも協力しながら、その人にふさわしい支援を行っています。

## 困っている障がいのある人や保護者など

### 相談

#### 市区町村による 相談支援事業

#### 市区町村・委託相談支援事業者

- ◆障がいのある人などからの相談（基本相談支援）
  - 対象者への訪問相談
  - 手帳および障がい福祉サービスなどに関する相談支援
  - 関係機関への紹介や同行、連絡や調整

### サービス利用の相談

#### サービス利用等 利用計画

#### 指定特定相談支援事業者

- ◆利用計画の作成などの相談（計画相談支援）
  - サービス利用支援
  - 継続サービス利用支援
- ◆障がいのある人などからの相談（基本相談支援）

#### 地域移行支援・ 地域定着支援

#### 指定一般相談支援事業者

- ◆自立した地域生活を支援する相談（地域相談支援）
  - 地域移行支援（準備のための同行支援や入居支援など）
  - 地域定着支援（24時間体制の相談支援など）
- ◆障がいのある人などからの相談（基本相談支援）

## 困っている障がいのある児童や保護者など

### サービス利用の相談

#### 居宅サービス

#### 指定特定相談支援事業者

- ◆利用計画の作成などの相談（計画相談支援）
  - サービス利用支援
  - 継続サービス利用支援
- ◆障がいのある人などからの相談（基本相談支援）

#### 通所サービス

#### 障害児相談支援事業者

- ◆利用計画の作成などの相談（計画相談支援）
  - 障害児支援利用援助
  - 継続障害児支援利用援助

- 飛騨市地域生活安心支援センター ふらっと ☎0577-73-7483
- 委託相談支援事業者 ○指定特定支援事業者 ○指定一般相談支援事業者
- いこい ☎0577-73-0160
- 相談支援センターまごの手 ☎0578-84-0022
- 地域活動支援センターやまびこ ☎0577-72-5023
- 地域生活支援センター（プリズム） ☎0577-32-6280

# サービスを利用するまでの流れ

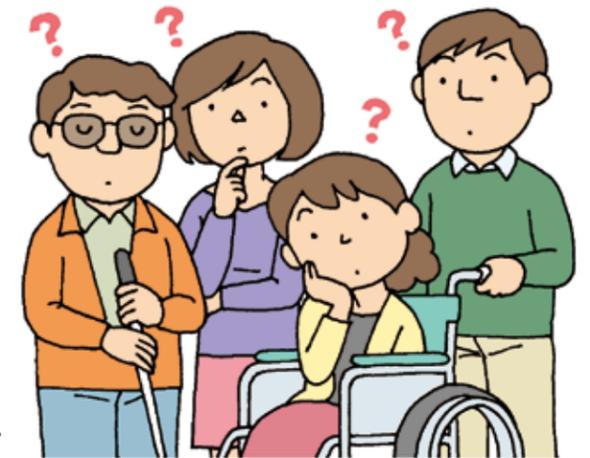
障がい福祉サービスを利用するためには、市区町村への申請が必要です。ここでは申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるように、市区町村や指定事業者がお手伝いします。

## 1 相談

まずは、市区町村の担当窓口にご相談しましょう。相談の結果、サービスが必要な場合は、市区町村に申請します。

### よくある相談の例

- どんな人がサービスを利用できるの？
- どんなサービスがあるの？
- どんなサービスを利用すればいいの？
- どんな施設を利用できるの？
- 複数のサービスを利用できるの？
- サービス費用はどれくらいかかるの？ など



## 2 申請

障がいのある人や、その保護者が申請用紙に必要なことを記入して、市区町村の担当窓口へ提出します。申請のときに必要となるそのほかの書類など、くわしいことは担当窓口にお問い合わせください。

## 3 調査

市区町村の職員などが、サービスの利用を希望する本人や家族に対して、障がいや生活の状況などについて調査します。

## 4 審査・判定

まず、③の調査結果をもとに全国一律の判定（一次判定）が行われます。  
その後、審査会が開かれ、一次判定結果と医師の意見書などをもとにした判定（二次判定）が行われ、どのくらいサービスが必要な状態なのかを示す「障害支援区分」が決められます。ただし、利用するサービスによっては、区分の判定が必要ないものもあります。



障害支援区分とは…  
障がいの特性や心身の状態に合わせて、必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6までに分けられています。この区分を目安にして、利用できるサービスの内容や量などが決まります。

## 5 サービス等利用計画案の作成依頼

指定特定相談支援事業者に、サービス等利用計画案の作成を依頼します。指定特定相談支援事業者の専門の職員（相談支援専門員）が、サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせた利用計画案を作成します。



## 6 支給決定

④の判定結果や、⑤で作成したサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給が決定します。支給が決定すると、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。



障害福祉サービス受給者証とは…  
障がい福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎたあとの再申請や、支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切にとりあつかいましょう。

## 7 サービス等利用計画の作成

⑥の支給決定が行われた後、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用することになるサービス等利用計画を作成します。

## 8 事業者との利用契約



実際にサービスを利用するサービス提供事業者を選んで利用契約をします。

どのサービス提供事業者を選べばよいかわからない場合などは、市区町村の担当窓口や指定特定相談支援事業者に相談してください。

## 9 サービスの利用開始

「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画にそったサービスを利用します。



## 10 モニタリング

一定期間ごとにサービスの利用状況を検証し、その結果に応じたサービス等利用計画の見直し（モニタリング）が行われます。

# 利用できるサービスの種類

## (自立支援給付)

自立支援給付のサービスには、「訪問系」「日中活動系」「居住系」など、さまざまなサービスがあります。

### 訪問系サービス 自宅での暮らしや外出を支援するために

| サービス名            | サービスの内容  | 給付の種類 |
|------------------|--|-------|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などをを行います。また、通院するときに、つきそいもします。       | 介護給付  |
| 重度訪問介護           | 重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するときの移動の支援もします。 |       |
| 同行援護             | 視覚障がい、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するとき同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。    |       |
| 行動援護             | 知的障がいや精神障がい、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。  |       |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせて支援します。                 |       |

### 日中活動系サービス 昼間の活動を支援するために

| サービス名             | サービスの内容   | 給付の種類 |
|-------------------|---|-------|
| 短期入所<br>(ショートステイ) | 自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、心身の休息が必要になったときなどに、短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。                                       | 介護給付  |
| 生活介護              | 常に介護が必要な人に、施設で主に昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくり出す創作的・生産的活動も行います。<br>18歳未満の人は、児童福祉法にもとづく施設給付の対象になります。           |       |
| 療養介護              | 病院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な人に機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援などをします。医療機関に入院して行くこともあります。<br>18歳未満の人は、児童福祉法にもとづく施設給付の対象になります。 |       |

### 施設系サービス 施設での生活を支援するために

| サービス名  | サービスの内容                                     | 給付の種類 |
|--------|---|-------|
| 施設入所支援 | 自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。 | 介護給付  |

### 訓練系・就労系サービス 自立や就労を支援するために

| サービス名               | サービスの内容   | 給付の種類                  |
|---------------------|---|------------------------|
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。                                       | 訓練等給付<br>※基本的に18歳以上が対象 |
| 就労移行支援              | 一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。  |                        |
| 就労継続支援<br>(A型・B型)   | 一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。 |                        |
| 就労定着支援              | 一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。                  |                        |

### 「高齢になっても同じ施設で同じサービスを利用できるように」(共生型サービス)

ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどの障がい福祉サービスを利用してきた障がいのある人が、高齢になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できるように、障がい者と高齢者がともに利用できる「共生型サービス」の施設として整備していきます。



## 居住支援系サービス

住まいの場で生活を支援するために

| サービス名               | サービスの内容   | 給付の種類         |
|---------------------|---|---------------|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。 | 訓練等給付         |
| 自立生活援助              | 施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。 | ※基本的に18歳以上が対象 |

## 補装具費の支給

「補装具」は、障がいのある人の身体機能の代わりになったり、身体機能を補ったりするもので、その人に合うように製作され、長く継続して使う必要があります。事前に申請して認められると、補装具の購入費や修理費が支給されます。利用者負担は、所得に応じて決められており、無料になる場合もあるので、くわしくは市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

※日常生活用具は、地域生活支援事業から支給されます。

### ●対象となる補装具の例

- 視覚障がい 視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
- 聴覚障がい 補聴器
- 肢体不自由 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（T字状・棒状を除く）、重度障害者用意思伝達装置
- 肢体不自由（18歳未満） 座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
- 内部障がい 車いす



### 【貸与ができる場合】

成長にともなって短期間での交換が必要となる場合や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、購入より貸与が適切と考えられる場合は、貸与が可能になります（歩行器、座位保持いす等）。

# 利用できるサービスの種類 (児童福祉法)

児童福祉法による障がいのある児童を対象にしたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「通所サービス」や「入所サービス」があります。

### ●子どもの発達や自立を支援するために

| サービス名          | サービスの内容   | 給付の種類       |
|----------------|---|-------------|
| 児童発達支援         | 障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。また、肢体不自由のある児童に対して治療を行います。 | 障害児<br>通所支援 |
| 放課後等<br>デイサービス | 就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。                |             |
| 保育所等<br>訪問支援   | 保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。                         |             |

# サービスの利用者負担

サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは市区町村が負担します。利用者負担の割合は、原則1割です。

※ 飛騨市障がい福祉サービス等利用者負担助成金により、13ページの表のとおり利用者負担額が無料又は半額等になります。

## 利用者負担額には上限があります

月ごとにかかる利用者負担額には、その世帯の所得に応じて、上限額が決められていますので、利用するサービスの量にかかわらず上限額以上の負担はありません。

また、1割負担で計算した負担額が、上限額よりも低い場合は、1割のほうの負担額になります。

所得を判断するときの世帯の範囲  
**■ 18歳以上の障がいのある人**  
 (施設に入所する18、19歳を除く)  
 障がい者本人とその配偶者  
**■ 障がいのある児童**  
 (施設に入所する18、19歳を含む)  
 保護者の属する住民基本台帳での世帯

### ●障がいのある人の利用者負担

| 区分   | 世帯の収入状況   | 上限額 (月額) |
|------|---|----------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯  | 0円       |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯  | 0円       |
| 一般1  | 市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)<br>● 入所施設利用者 (20歳以上) およびグループホーム利用者を除く | 9,300円   |
| 一般2  | 上記以外  | 37,200円  |

● 入所施設利用者 (20歳以上) およびグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般2」になります。

### ●障がいのある児童の利用者負担

| 区分   | 世帯の収入状況                                   | 上限額 (月額) |
|------|---|----------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯                                  | 0円       |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯                                | 0円       |
| 一般1  | 市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)<br>通所施設、ホームヘルプ利用の場合 | 4,600円   |
| 一般2  | 上記以外<br>入所施設利用の場合                         | 9,300円   |
| 一般2  | 上記以外                                      | 37,200円  |

### ●補装具費の利用者負担

| 区分   | 世帯の収入状況    | 上限額 (月額) |
|------|------------|----------|
| 生活保護 | 生活保護受給世帯   | 0円       |
| 低所得  | 市町村民税非課税世帯 | 0円       |
| 一般   | 市町村民税課税世帯  | 37,200円  |

● 一般の区分で所得割46万円以上の人がある場合、補装具にかかる費用は全額自己負担となります。

## ●飛騨市障がい福祉サービス等利用者負担助成金一覧表

| サービスの種類                                | 助成金の額  | 備考            |                                 |             |
|--|--|---------------|---------------------------------|-------------|
| 自立支援給付事業                               | 介護給付   |               |                                 |             |
|  | ・ 居宅介護   | 利用者負担額の2分の1   |                                 |             |
|  | ・ 重度訪問介護   | 利用者負担額の2分の1   |                                 |             |
|  | ・ 同行援護   | 利用者負担額の2分の1   |                                 |             |
|  | ・ 行動援護   | 利用者負担額の2分の1   |                                 |             |
|  | ・ 短期入所   | 利用者負担額の2分の1   |                                 |             |
|  | ・ 重度障害者等包括支援   | 利用者負担額の2分の1   |                                 |             |
| 自立支援給付事業                               | ・ 生活介護   | 利用者負担額        | 施設入所支援併用者以外                     |             |
|  | 訓練等給付  | ・ 自立訓練 (機能訓練) | 利用者負担額                          | 施設入所支援併用者以外 |
|  |  | ・ 自立訓練 (生活訓練) | 利用者負担額                          | 施設入所支援併用者以外 |
|  | ・ 就労移行支援   | 利用者負担額        |                                 |             |
|  | ・ 就労継続支援 (A型)  | 利用者負担額        |                                 |             |
|  | ・ 就労継続支援 (B型)  | 利用者負担額        | 施設入所支援併用者以外                     |             |
|  | ・ 就労定着支援   | 利用者負担額        |                                 |             |
|  | ・ 自立生活援助   | 利用者負担額        |                                 |             |
|  | ・ 共同生活援助   | 利用者負担額の2分の1   |                                 |             |
|  | 補装具  | ・ 補装具         | 利用者負担額の2分の1                     |             |
| 通所支援                                   | 児童発達支援   | 利用者負担額        |                                 |             |
|  | 放課後等デイサービス   | 利用者負担額        |                                 |             |
|  | 保育所等訪問支援   | 利用者負担額        |                                 |             |
| その他                                    | 日中活動系サービス送迎費 (実費負担額)                                       | 実費の2分の1       | 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び、就労継続 (A型、B型) |             |
|  | 重症心身障害児が医療型短期入所を利用した場合の保険給付外サービス費のうち、個室・居住費 (実費負担額)        | 実費            |                                 |             |
|  | 療養通所介護事業所において実施する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定生活介護の送迎費 (実費負担額) | 実費            |                                 |             |
|  | 療養通所介護事業所において実施する宿泊サービスに要する宿泊料 (実費負担額)                     | 実費の9割5分       |                                 |             |
| 療養通所介護事業所において実施する宿泊サービスに要する宿泊料 (実費負担額) | 実費の9割5分  |               |                                 |             |

# お医者さんにかかるとき (自立支援医療)

指定された自立支援医療機関で医療を受けたときは、医療費の一部を患者が負担し、残りの医療費は市区町村が負担します。患者が負担する割合は、原則1割です。事前の申請が必要なので、くわしくは担当窓口にお問い合わせください。

## 自立支援医療とは

自立支援医療とは、心身の障がいを取り除いたり軽くしたりするための医療で、次の3つに分けられています。

|        |   |
|--------|---|
| 更生医療   | 身体障がいがある人の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療です。  |
| 育成医療   | 身体障がいがある児童の障がいの程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めたりするための医療です。 |
| 精神通院医療 | 精神障がいや、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を受ける必要がある人のための医療です。   |

## 患者負担には上限があります

月ごとにかかる患者負担を軽減するために、その世帯の所得などに応じて上限額が決められています。上限額以上の負担はありません。

また、1割負担で計算した負担額が上限額よりも低い場合は、1割の負担額になります。



実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことで、いっしょに住んでいる家族でも、違う医療保険に入っている場合は、別の世帯としてあつかわれます。

## 負担の軽減① 所得による上限

世帯の所得に応じた区分があり、それぞれに患者負担の上限額が決められています。

| 区分     | 対象となる世帯                          | 上限額 (月額)        |
|--------|----------------------------------|-----------------|
| 生活保護   | 生活保護世帯                           | 0円              |
| 低所得1   | 市町村民税非課税世帯で障がいの者の年収が80万円以下       | 2,500円          |
| 低所得2   | 市町村民税非課税世帯で低所得1以外                | 5,000円          |
| 中間所得層  | 市町村民税課税世帯で市町村民税(所得割)が23万5,000円未満 | 医療保険の自己負担限度額と同額 |
| 一定所得以上 | 市町村民税課税世帯で市町村民税(所得割)が23万5,000円以上 | 自立支援医療費支給の対象外   |

## 負担の軽減② 高額治療継続者の上限

市町村民税課税世帯であっても、高額な医療費負担が継続したりする場合は、高額治療継続者として「所得による上限」とは別に上限額が決められています。

| 区分     | 対象となる世帯                                    | 上限額 (月額) |
|--------|--|----------|
| 中間所得層1 | 市町村民税課税世帯で市町村民税(所得割)が3万3,000円未満            | 5,000円   |
| 中間所得層2 | 市町村民税課税世帯で市町村民税(所得割)が3万3,000円以上23万5,000円未満 | 10,000円  |
| 一定所得以上 | 市町村民税課税世帯で市町村民税(所得割)が23万5,000円以上           | 20,000円  |

## 負担の軽減③ 育成医療の経過措置

18歳未満の障がいのある児童の育成医療については、対象者に若い世帯が多いことをふまえ、患者負担額が急に増えたりしないよう「所得による上限」や「高額治療継続者の上限」とは別に上限額が決められています。

| 区分     | 対象となる世帯                                    | 上限額 (月額) |
|--------|--|----------|
| 中間所得層1 | 市町村民税課税世帯で市町村民税(所得割)が3万3,000円未満            | 5,000円   |
| 中間所得層2 | 市町村民税課税世帯で市町村民税(所得割)が3万3,000円以上23万5,000円未満 | 10,000円  |

# ち い き せ い か つ し え ん じ ぎ ょ う 地域生活支援事業

市区町村や都道府県が地域の実情に合わせて独自に行うサービスです。ほかの障がい福祉サービスと組み合わせて利用できます。

- サービスの内容や利用者負担は、自治体によって異なります。くわしくは担当窓口にお問い合わせください。

## し く ち ょ う そ ん ち い き せ い か つ し え ん じ ぎ ょ う 市区町村の地域生活支援事業

### じ ほ っ て き か つ ど う し え ん 自発的活動支援

障がいのある人やその家族、地域住民の自発的な交流活動を支援します。

### そ う だ ん し え ん 相談支援

障がいのある人や児童、その保護者などのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。

### せ い ね ん こ う け ん せ い ど り ょ う し え ん せ い ね ん こ う け ん せ い ど ほ う じ ん こ う け ん し え ん 成年後見制度利用支援・成年後見制度法人後見支援

成年後見制度の利用を支援するとともに、適正に後見業務を担うことのできる法人の活動などを支援します。

### い し そ つ う し え ん 意思疎通支援

聴覚や視覚などの障がいのため意思疎通に支援が必要な人に、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。

### に ち じ ょ う せ い か つ よ う く き ゃ う ぶ と う 日常生活用具給付等

障がいのある人に、日常生活用具を給付または貸与することで、自立した生活を促します。

### し ゅ わ ぼ う し い ん よ う せ い け ん し ゅ う 手話奉仕員養成研修

手話で日常会話を行うのに必要な表現技術などを習得した人を養成し、聴覚障がいのある人を支援します。

### い どう し え ん 移動支援

屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。

### ち い き か つ ど う し え ん 地域活動支援センター

ものをつくり出す創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

### そ の た その他

- 福祉ホーム ● 訪問入浴サービス
- 生活訓練等 ● 日中一時支援
- 地域移行のための安心生活支援 など

## と ど う ぶ け ん ち い き せ い か つ し え ん じ ぎ ょ う 都道府県の地域生活支援事業

- 専門性の高い相談支援

- 専門性の高い意思疎通支援者の養成研修・派遣

- 意思疎通支援者の派遣についての市町村間の連絡調整

- 広域的な支援 など



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

